

## ○地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）

## （設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

## （所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

## （組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

## （相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

## （経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

## （条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（※以下改正附則 略）

## ○鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）

### （設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき、鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、法第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第11条の2第4項、第14条及び第14条の2第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- （2）鳥取県青少年健全育成条例第11条の2第5項の規定による報告を受けること。
- （3）その他鳥取県青少年健全育成条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

### （組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、青少年問題に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （専門委員）

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門事項に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係する専門委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （部会）

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

### （雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（※以下改正附則 略）

## 鳥取県青少年問題協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年条例第46号。以下「設置条例」という。）に規定する事項のほか、同条例第9条に基づき、鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

### (運営の目的)

第2条 協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）

第2条に規定する目的を達成するとともに、青少年施策を効果的に実施するため、次のとおり運営する

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- (3) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年条例第34号。以下「育成条例」という。）の規定事項及び条例の改正等の調査審議を行う。
- (4) 前3項に関する事項について必要があるときは、知事及び関係行政機関に意見を述べる。

### (運営の方針)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の方針にしたがって運営する。

- (1) 委員は、協議題を積極的に提出する。
- (2) 協議された事項の周知徹底を図る。
  - ア 協議会において決定または申し合わせた重要対策について関係機関に報告するとともに、協議会の施策として強力に実施する。
  - イ 協議会において決定または申し合わせた重要事項で、関係行政機関が実施する事項については当該行政機関が積極的に対策の推進を図る。
  - ウ 協議会の活動状況を県民一般に周知させ、青少年保護育成に関する世論の喚起に努める。
- (3) 法第2条1項に規定する事項に関し、他の協議会と緊密な連絡を図る。とくに中央協議会および市町村協議会とは常に緊密な連絡をとり、施策の徹底に遺憾のないようにする。

### (専門委員)

第4条 設置条例第6条に定める専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 司書を代表する者
- (2) 表現者を代表する者
- (3) 鳥取県書店商業組合を代表する者
- (4) 児童の保護者を代表する者
- (5) 鳥取県青少年健全育成指導員等連絡協議会を代表する者
- (6) 県民からの公募による者

### (部会の設置)

第5条 設置条例第8条に規定する部会として、協議会に有害図書類指定審査部会及びとっとり若者自立応援プラン検討部会を置く。

### (部会の分掌事務)

第6条 有害図書類指定審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 育成条例第13条第1項の規定による青少年に有害な図書類の指定に係る事務
- (2) 同3条第4項第3号の規定による団体の指定に係る事務

2 とっとり若者自立応援プラン検討部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づき策定する「とっとり若者自

立応援プラン」に係る事務

(2) 鳥取県青少年育成意識調査の実施に係る事務

(部会の決議等)

第7条 協議会は、設置条例第8条の規定による部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の協議会に報告するものとする。

(事務処理の方法)

第8条 協議会の事務処理は別に定めがあるもののほか、次の方法によって処理する。

- (1) 鳥取県子ども家庭部家庭支援課に事務局を置き、協議会の事務処理を行う。
- (2) 事務局に次の職員を置く。
  - 事務局長 1人
  - 事務局長には、家庭支援課長を充てる。
  - 事務局長代理 1人
  - 事務局長代理には、家庭支援課課長補佐を充てる。
  - 書記 若干名
  - 書記には、家庭支援課の職員を充てる。
- (3) 事務局長は、会長の指揮を受けて庶務を掌理し、事務局長代理は事務局長を補佐し、書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。
- (4) 起案文書は、すべて事務局長を経て会長の裁決を受ける。ただし、軽易な事項は、事務局長が処理することができる。
- (5) 事務局には、事務を処理するため、おおむねつぎの帳簿および公印を備える。
  - 議事録、文書収発簿、協議会長印、事務局長印
- (6) 收受発送の文書には、次の記号を付ける。
  - 鳥青少協第 号

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

(※以下改正附則 略)

## 鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会（以下「審査部会」という。）に関し、鳥取県青少年問題協議会運営要綱に規定する事項のほか、同要綱第9条に基づき、審査部会の運営について必要な事項を定めるものである。

### (審査の対象)

第2条 審査部会は、次の各号に掲げるもののうち、部会長が指定したものについて審査を行う。

- (1) 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類
- (2) 知事が指定する団体としての適正を有すると思われる団体

2 前項の規定にかかわらず、委員は、審査が必要と思われる図書類について、審査部会での審査を求めることができる。

### (審査の方法)

第3条 委員は、前条により審査の対象となった図書類又は団体を指定すべきか否かを審査し、意見を述べた後に、記名により投票する。投票に当たっては、有害図書類の場合は鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項各号の規定及び鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）第8条の規定、団体の場合は当該団体が公表している審査の基準等により、自由な心証により投票を行う。

2 前項の投票結果は、投票の数のみを公表し、委員各人の投票の結果は公表しない。

3 第1項の投票により、有害図書類又は団体として指定すべきとの投票の数が出席者の3分の2の数を上回ったときは、審査部会は、知事に対して、当該有害図書類又は団体を指定するように求めなければならない。

4 表現者代表委員、鳥取県書店商業組合代表委員、鳥取県少年健全育成指導員等連絡協議会代表委員又は県民公募委員は、有害図書類又は団体の審査の賛成投票数が出席者の3分の2の数以下であったときでも、審査部会に対し、賛成投票数を附して当該有害図書類又は団体を知事に報告するよう求めることができる。

### (審査結果の報告)

第4条 部会長は、審査部会を代表して、前条の審査結果を遅滞なく知事に報告しなければならない。

### (審査結果の取扱い)

第5条 知事は、前条により報告を受けた審査の結果を有害図書類又は団体の指定の参考とするものとする。

### (事務処理の方法)

第6条 審査部会の事務処理は、鳥取県青少年問題協議会運営要綱第8条に準ずるものとする。

### (委任)

第7条 その他必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

(※以下改正附則 略)